

瀬戸市宮前地下街使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第7号

瀬戸市宮前地下街使用条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市宮前地下街使用条例施行規則（昭和27年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

瀬戸市宮前地下街使用契約書

第1条 宮前地下街第 号店舗の使用につき使用者 を甲とし、瀬戸市長を乙として、この契約を締結する。

第2条 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第3条 使用料は、月額 円とし、毎月末日までに甲から乙に支払うものとする。

第4条 甲は、店舗の使用に当たり、地下街の保健衛生に留意し、美観を保持しなければならない。

第5条 甲は、次に掲げるいずれかの者に該当しない。

(1) 次に掲げるいずれかの法人

ア 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

イ 当該法人の役員が暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次に掲げるいずれかの個人

ア 暴力団員である者

イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

第6条 甲は、使用中の店舗を他に譲渡し、転貸することができない。

第7条 乙は、甲に店舗の使用につき違反行為があった場合は、必要な指示を与え、なお甲がその指示に従わないときは、直ちにその使用を取り消すものとする。

2 乙は、甲が第5条に違反した場合は、直ちに使用許可を取り消すものとする。

第8条 甲は、店舗の使用を廃止したとき、若しくは取消しを受けたときは、その日から30日以内に原形に復し、乙の点検を受けて転出するものとする。

第9条 この契約の違反により生ずる損害は、甲が負担しなければならない。

第10条 この契約の成立を証明するため契約書2通を作り各1通を所持する。

年 月 日

乙（貸主）

甲（借主）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。